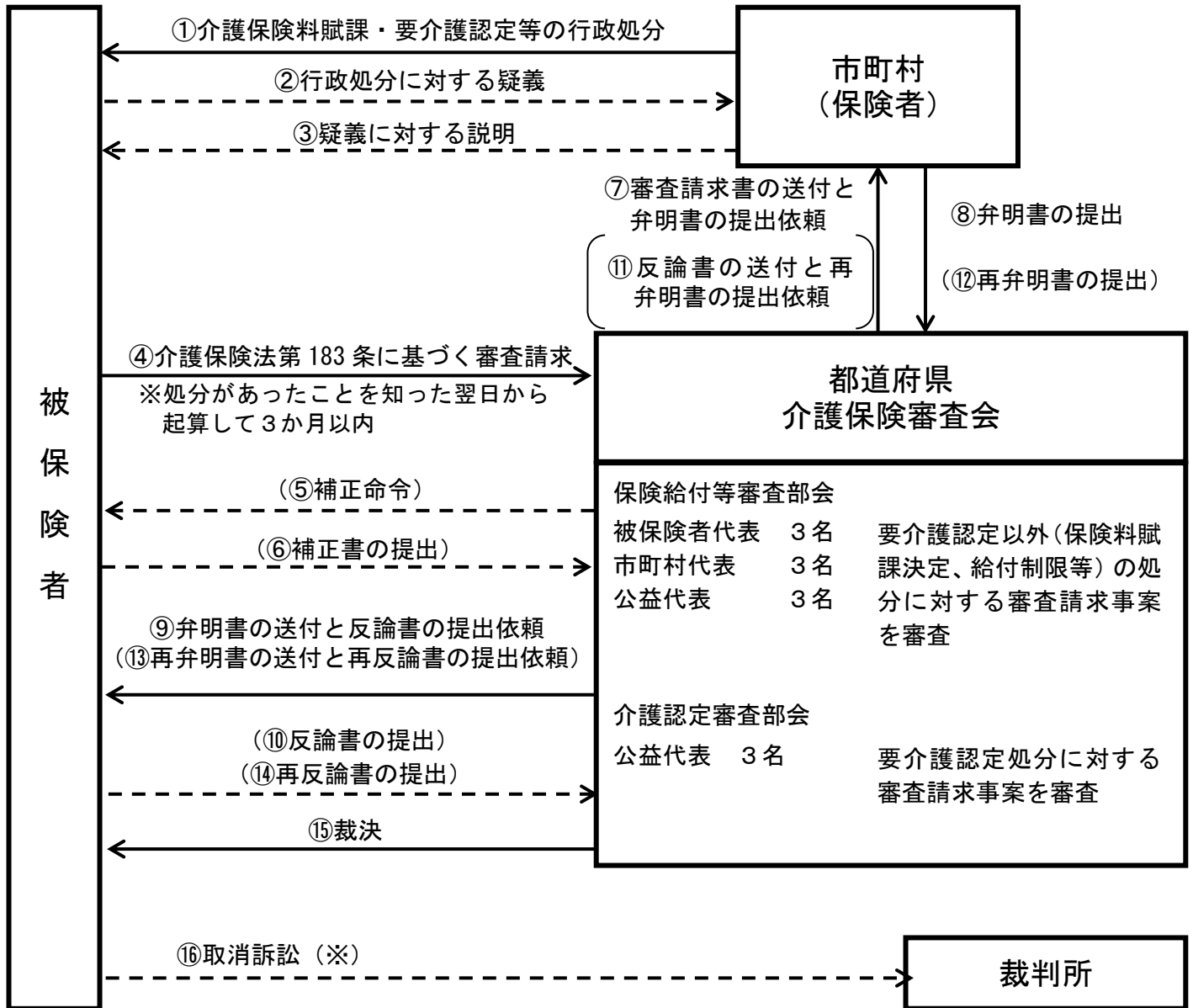


# 審査請求の流れ



(※) 取消しを求める内容により、以下のとおり取消訴訟を提起できます。

行政処分の取消し	次のいずれかの要件に該当する場合、市町村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内</li> <li>審査請求をした日の翌日から3か月経過しても裁決がないとき</li> <li>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</li> <li>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</li> </ul>
審査会裁決の取消し	介護保険審査会の裁決に不服がある場合、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として所管の地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。